



中津市監査委員告示第 2 号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和3年度財政支援団体監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和4年2月25日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 恒 賀 慎太郎

財政援助団体監査結果報告書

1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
元気会	左記の財政援助団体が令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）に本市から交付を受けた補助金に係る出納その他の事務	令和4年1月19日～令和4年2月25日
我ら三光飛ばし隊実行委員会		
きらり三光		

2. 監査を実施した監査委員

岡 雅 一 ・ 恒賀 慎太郎

3. 監査の方法

監査にあたっては、監査の対象の財政援助団体及び当該補助金を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施した。

4. 監査の着眼点

補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か、交付額及びその時期、方法、手続きは適正であるか、財政援助団体への指導監査は適切に行われているか、また、財政援助団体における支出の会計経理は適正か、領収書等の証拠書類の整備は適切か、補助事業が計画的且つ、交付条件に従って実施され、十分な効果が挙げられているか等に重点をおき監査を実施した。

5. 監査の結果

財政的援助に係る出納その他事務の執行について監査した結果は、次のとおりである。

各事業は公益性、公平性、有効性があり事業計画及び補助金交付条件に沿って実施され、公益事業として一定の効果を示し、概ね適正に事業の執行及び事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、以下の指摘事項について十分検討し、措置状況の具体的結果を令和4年3月4日（金）までに所管課より文書にて報告されたい。

また、そのほか口頭で指導した事項についても十分検討し、改善に努められたい。

なお、今回の監査は、財政援助団体を対象に行ったものではあるが、所管する担当課の指導体制等に不十分な点が見受けられたので、事務の改善を要望するとともに、あわせて交付団体への指導の強化を図られ、今後の事務処理に万全を期されたい。

【元気会】

(1) 補助金等名 令和2年度中津市周辺地域振興対策事業補助金

(2) 所管部局・課 三光支所 地域振興課

(3) 財政援助の目的

当補助金は、周辺地域の住民が主体となって実施する地域の振興、活性化等に資する事業等に要する経費を市が補助することにより、周辺地域の振興及び活性化を図り、もって当該地域の住民が安心して、元気で活気に満ち、地域に誇りを持って暮らせるようにすることを目的としている。

(4) 事業の概要

I. 事業費 1,532,200円

II. 事業内容

八面山及び八面山四季の丘公園に季節の草花等を植栽し、市民や観光客が訪れたいと思わせる魅力ある公園づくりを行う。

1) 草花の植え付け 2) 種子球根の植え付け 3) 小屋前デッキの拡張
4) 雑木の伐採 5) 園路整備 6) 補修

III. 財政援助額 1,532,000円

(5) 監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

① 令和2年度中津市周辺地域振興対策事業補助金交付申請書について、補助金の額を1,532,000円として申請しているが、詳細を説明している添付書類「事業に係る費用の内訳」では合計額が1,506,000円となっており26,000円の相違がある。いずれが正しいか説明を求める。

なお、同じ内訳書類が添付されている事業計画書についても同様である。

② 実績報告書中の資材費の支払い「コスモス種子代」他110,700円に関しては、2020年9月30日付請求書及び2020年10月9日付領収書が添付されその額を証明しているが、団体名義普通貯金通帳では「10月9日現金110,650円」と支出が記録されている。

業者発行の領収証等が正しいければ50円の支出不足となるが、これについての説明を求める。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

① 令和2年度中津市周辺地域振興対策事業補助金概算払請求書について、令和2年7月、9月、令和3年1月と三度の分割請求があったが、いずれの請求書も件名を「令和元年度」と誤記している。

単純な記載誤りと思われるが、三度とも見過ごすとは如何なものか。チェック体制を見直し適正な事務処理を行うよう求める。

【我ら三光飛ばし隊実行委員会】

(1) 補助金等名 令和2年度中津市周辺地域振興対策事業補助金

(2) 所管部局・課 三光支所 地域振興課

(3) 財政援助の目的

当補助金は、周辺地域の住民が主体となって実施する地域の振興、活性化等に資する事業等に要する経費を市が補助することにより、周辺地域の振興及び活性化を図り、もって当該地域の住民が安心して、元気で活気に満ち、地域に誇りを持って暮らせるようにすることを目的としている。

(4) 事業の概要

I. 事業費 1,246,136円

II. 事業内容

中津市のシンボル八面山の発信力を更に高め、地域の魅力を伝えるために、令和3年3月27日(土)19時より八面山野外音楽堂においてシンガーソングライター江頭勇也氏を迎え野外音楽フェスティバルを行う。

ただし、当該開催は新型コロナウイルス感染症の影響により、有観客の予定を市内小中学校卒業生のみを無料招待に変更し、オンライン配信による開催となった。

III. 財政援助額 800,000円

(5) 監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

①令和2年度中津市周辺地域振興対策事業補助金の対象事業「八面山野外音楽堂での野外フェスの実施」について、当初事業計画では有観客による野外ライブを計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン配信と一部無料招待による開催となっている。また、これに伴い支出計画も大幅に変更されている。

これは中津市周辺地域振興対策事業補助金交付要綱第10条に規定される補助事業内容の変更にあたり、補助事業変更等承認申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない事案である。要綱に沿った適切な事務処理を行われない。

②本件経理事務について、団体名義の普通預金通帳を通した出入金は市補助金の受入れと一括出金の2件のみである。清算書によれば5件440,000円の協賛金受領と7件1,246,136円の経費支払いが行われているが、通帳を通していないため不透明な状況となっている。

また、通帳を使わずに長期間現金での管理となっていることも不適切である。

不正や現金事故を防ぎ、収支経過を明確化できるよう、適正な事務処理を行うよう求める。

③我ら三光飛ばし隊実行委員会規約第8条において会長及び副会長の設置が定められているが、会計処理に関する定めがない。

長年に渡り地域に根差した活動が続け、平成25年度以降数十万円規模の市補助金を受けながらイベント等を実施していることから、会計事務には公正な執行と明確な説明責任が求められる。

よって会計職及び監査職の設置、会計監査や総会の実施に関する規定を設けるべきと考えるが検討を求める。

Ⅱ. 所管課に対する事項
(指摘事項)

特に指摘すべき事項はなかった。

【きらり三光】

(1) 補助金等名 令和2年度中津市周辺地域振興対策事業補助金

(2) 所管部局・課 三光支所 地域振興課

(3) 財政援助の目的

当補助金は、周辺地域の住民が主体となって実施する地域の振興、活性化等に資する事業等に要する経費を市が補助することにより、周辺地域の振興及び活性化を図り、もって当該地域の住民が安心して、元気で活気に満ち、地域に誇りを持って暮らせるようにすることを目的としている。

(4) 事業の概要

I. 事業費 605,517円

II. 事業内容

四季折々の風景が楽しめる身近な市民の山”八面山”を多くの人に知ってもらうため、ウォーキングイベントや紅葉ライトアップ、四季の丘公園にアジサイの植栽などを行い、八面山の観光振興を進めることにより地域の活性化に繋げていく。

III. 財政援助額 570,017円

(5) 監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

①令和2年度中津市周辺地域振興対策事業補助金の交付を受け、八面山もみじウォーク等を主催する団体「きらり三光」は、中津市が設置要綱を定め委員報償費を支出して活動する「三光周辺地域振興対策推進会議」と同一の活動体である。

よって、中津市が設置する組織に同市が補助金を交付していることとなり、補助対象として不適切な状況にある。

同団体の活動は、自らの地域を活性化させ、地域づくりに貢献する大変意義あるものであり、その実現のためにも、同じ枠組みであっても三光周辺地域振興対策推進会議とは別の団体を設置し補助金の交付を受け、活動を進めていただきたい。

合わせて、会計事務の明確化のため、組織構成に会計・監査の役職を設け適切な会計処理が行われるよう改善を求める。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

特に指摘すべき事項はなかった。